

生産行程管理業務規程

作成日：平成27年6月22日

更新日：令和元年10月1日

1 作成者

住所(フリガナ)：(〒917-0031)

フクイケンオバマシヤタベ

福井県小浜市谷田部 25-7-1

ヤタベネギセイサンクミアイ

名称(フリガナ)：谷田部ねぎ生産組合

代表者(管理人)の氏名：組合長 池田 良光

2 農林水産物等の区分

区分名：第1類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類(ねぎ)

3 農林水産物等の名称

ヤタベネギ

名称(フリガナ)：谷田部ねぎ

4 明細書の変更

谷田部ねぎ生産組合は、法第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

(1) 品種の確認

谷田部ねぎの種子は、谷田部ねぎ生産組合員各自(以下「生産者」という。)が、その生産、使用状況等を栽培が始まるまでに谷田部ねぎ生産組合長に報告する。谷田部ねぎ生産組合長(以下「組合長」という。)は、この報告を谷田部ねぎ種子生産・使用状況取りまとめ書に取りまとめるとともに、(2)栽培方法の確認において、生産者が谷田部ねぎを生産していることを確認する。

(2) 栽培方法の確認

栽培期間には、谷田部ねぎ生産組合役員(以下、「役員」という。)は年1回以上生産者の栽培状況を現地巡回により確認し、その都度、結果を組合長に報告する。特に、2回目の植え替え時期には必ず現地を巡回し、生産地や栽培の方法が遵守されていることを確認する。

また、生産者は出荷が始まる前に、谷田部ねぎ栽培作業日誌を組合長に提出し、役員は内容を確認する。

生産地や栽培の方法が遵守されていないことが疑われる場合には、組合長は適正な栽培管理を指導する。これに従わない場合、「谷田部ねぎ」として出荷することを禁ずることとする。

### (3) 出荷規格・最終製品の確認

「谷田部ねぎ」生産組合は、共同選果場を有していないため、各組合員の自宅において選果・出荷調製作業を行う。組合では、「谷田部ねぎ」の出荷規格等を遵守させるため、毎年出荷期の前に生産者全員を対象にした出荷目揃会を実施し、荷姿の統一や適期収穫、病虫害被害防止対策等について、組合員の意識統一を図る。また、組合員の実際の出荷作業を確認するため、役員が出荷開始後、年1回、全生産者の選果場所を巡回指導して、(1)及び(2)の確認の記録を確認し、出荷規格等の遵守を指導する。

## 6 明細書適合性の指導

### (1) 生産地、品種および栽培の方法について

谷田部ねぎ生産組合は、生産地、品種及び栽培の方法に従った生産が行われていない場合には、生産者に対し、警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、谷田部ねぎ生産組合は当該生産者について、谷田部ねぎ包装資材の配布を一定期間禁止するとともに、地理的表示である「谷田部ねぎ」を使用したねぎの出荷を禁止できるものとする。

### (2) 出荷規格について

谷田部ねぎ生産組合は、出荷規格を満たさないねぎに地理的表示である「谷田部ねぎ」を使用した状態で出荷しないよう、生産者に対し、警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、谷田部ねぎ生産組合は当該生産者について、谷田部ねぎ包装資材の配布を一定期間禁止するとともに、地理的表示である「谷田部ねぎ」を使用したねぎの出荷を禁止できるものとする。

## 7 地理的表示等の使用の確認

(1) 谷田部ねぎ生産組合は、前記5(3)の確認の際に、生産地、品種・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準をいずれも満たしているねぎについてのみ、地理的表示である「谷田部ねぎ」が使用されているか否かを確認する。この際、地理的表示である「谷田部ねぎ」を使用している者及び当該表示が使用されている袋(谷田部ねぎ包装資材)についても確認する。また、地理的表示の使用実績を確認できる書類(帳簿や出荷伝票等)を組合が保管する。なお、登録標章は使用しない。

(2) 谷田部ねぎ生産組合は、前記5(3)の確認の際に、以下のねぎであるか否かを確認する。

- ①生産地、品種・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準のいずれかを満たしていないねぎであるにもかかわらず、地理的表示である「谷田部ねぎ」が使用されているねぎ
- ②地理的表示である「谷田部ねぎ」に類似する表示が使用されているねぎ
- ③登録標章又は登録標章に類似する表示が使用されているねぎ

## 8 地理的表示等の使用の指導

谷田部ねぎ生産組合は、前記5の(3)の確認の際に、以下の場合に該当する場合は、生産者に対し、警告を發し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、谷田部ねぎ生産組合は当該生産者について、谷田部ねぎ包装資材の配布を一定期間禁止することもできるものとする。

- ①生産地、品種・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準のいずれかを満たしていないねぎであるにもかかわらず、地理的表示である「谷田部ねぎ」を使用した場合
- ②地理的表示である「谷田部ねぎ」に類似する表示を使用している場合
- ③登録標章又は登録標章に類似する表示を使用している場合

## 9 実績報告書の作成等

谷田部ねぎ生産組合は、4月1日から翌年3月31日までを一年度として、年度終了後1か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料
  - ①谷田部ねぎ生産組合が作成した検査記録（地理的表示の使用状況の記録を含む）
  - ②谷田部ねぎ生産組合が作成した現地調査記録
- (3) 提出時における明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

## 10 実績報告書等の保存

谷田部ねぎ生産組合は、前記9により作成提出した書類に加え、以下の書類を、谷田部ねぎ生産組合の事務所（福井県小浜市谷田部25-7-1）に、その提出の日から5年間、保存するものとする。

- ①谷田部ねぎ種子生産・使用状況取りまとめ書
- ②谷田部ねぎ栽培作業日誌

## 11 連絡先

